

大仙市の下水道等使用料 (R6. 4月～)

○従量制使用料 (使用水量で使用料を算出。消費税を含む。)

基本使用料の額	下水道使用料の額	
	従量水量	従量使用料
1,540円 ※市町村設置型合併 処理浄化槽の方は 1,210円	11～30 m ³	168円
	31～50 m ³	178円
	51～100 m ³	210円
	101 m ³ ～	242円

◇1ヶ月あたり35mmを使用した場合
基本使用料(10m³まで) 1,540円
従量水量(11～30m³)
168円×20m³ 3,360円
従量水量(31～35m³)
178円×5m³ 890円
下水道使用料は 5,790円

○メーター使用料

市の委託工事で従量制メーターを設置した場合や下水道減算メーターを設置した場合に以下の使用料を加算します。

メーター口径	使用料
13mm	133円
20mm	144円
25mm	150円
30mm	231円
40mm	251円
50mm	425円
75mm	946円

◇1ヶ月あたり35m³を使用し、かつ13mmの減算メーターを設置し、その使用量が3m³の場合→使用水量は32m³

基本使用料(10m³まで) 1,540円
従量水量(11～30m³) 168円×20m³ 3,360円
従量水量(31～32m³) 178円×2m³ 356円
減算メーター(13mm) 144円
下水道使用料は 5,389円

※減算メーターは屋外で使用するなどの用途で下水道に流れない水量を計測するために設置するメーターです。
※メーターは貸出ししますが、工事費用は自己負担となります。

○認定水量 (世帯人数・処理換算人数で使用料を算出。消費税を含む。)

漏水等の理由から、従量制メーターが設置できない方の使用料は下記のとおりです。

基本使用料の額	世帯人数	認定水量	下水道使用料
1,540円 (1人)	2人	20m ³	3,220円
	3人	23m ³	3,724円
	⋮	以降、1人につき、 3m ³ ずつ加算	従量制使用料に 対応する